

2022 年 12 月 12 日

新設分割に係る事後開示書面
(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

東京都港区北青山二丁目 7 番 9 号
株式会社タスキ
代表取締役 柏村 雄

東京都港区北青山二丁目 7 番 9 号
株式会社 Z I S E D A I
代表取締役 柏村 雄

株式会社タスキ（以下「分割会社」といいます。）は、分割会社の SaaS 事業及び DX コンサルティング事業に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社 Z I S E D A I（以下「設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。
本件分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 新設分割が効力を生じた日
2022 年 12 月 12 日
2. 分割会社における法定手続の経過
 - (1) 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (2) 会社法 806 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (3) 会社法 808 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 810 条の規定による手続の経過
本件分割において、分割会社に対する異議申述はありませんでした。
3. 本件分割により設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
設立会社は、効力発生日である 2022 年 12 月 12 日をもって、分割会社より新設分割計画書に記載された権利義務一切を、同計画に従い承継いたしました。
4. 前各号に掲げるもののほか、本件分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上